

※飯塚市の地域区分により1単位10.14円での計算となります。

《 通所介護利用料（1日あたり） 》

(1) 介護保険対象（5時間以上6時間未満）

基本サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		567単位	670単位	773単位	876単位	979単位
負担額	1割負担	575円	680円	784円	889円	993円
	2割負担	1,150円	1,359円	1,568円	1,777円	1,986円
	3割負担	1,725円	2,039円	2,352円	2,665円	2,979円

(1) 介護保険対象（4時間以上5時間未満）

基本サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		386単位	442単位	500単位	557単位	614単位
負担額	1割負担	392円	449円	507円	565円	623円
	2割負担	783円	897円	1,014円	1,130円	1,246円
	3割負担	1,175円	1,345円	1,521円	1,695円	1,868円

(1) 介護保険対象（3時間以上4時間未満）

基本サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		368単位	421単位	477単位	530単位	585単位
負担額	1割負担	374円	427円	484円	538円	594円
	2割負担	747円	854円	968円	1,075円	1,187円
	3割負担	1,120円	1,281円	1,452円	1,613円	1,780円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和03年04月～09月末までの間、上記単位数に0.1%上乘せとなります。

加算サービス費	単位数	負担額	算定回数等
入浴介助加算Ⅰ	40単位	1割負担	41円
		2割負担	82円
		3割負担	122円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	1割負担	19円
		2割負担	37円
		3割負担	55円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%を加算		1月につき
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1.2%を加算		1月につき

◎入浴加算については対象者のみとなります。

※当施設は「社会福祉法人による利用者負担軽減措置制度」の実施施設となっております。確認証をお持ちの方は、利用者負担の一部が減免されますのでお申出下さい。

《 共通 》

(2) 介護保険対象外（実費負担分：1食）

実費サービス	金額
食費（飲み物代含む）	500円

(3) その他の費用（実費負担分：発生時）

項目	金額
送迎実施地域を超える交通費	通常の実施地域を超えて1kmにつき 50円
キャンセル料	当日来所後に退所となった場合は、昼食代（500円）を全額徴収させていただきます。
おむつ代	実費相当額
教養娯楽費	活動費や材料費等に対し必要と思われる実費相当額

※送迎対象地域：飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡桂川町・鞍手郡小竹町

《 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当） 利用料 》

●飯塚市（事業対象者・要支援1（週2回まで） / 要支援2（週3回まで））

(1) 介護保険対象（1ヶ月）

基本サービス費		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
介護サービス単位		1,672単位	3,428単位
負担額	1割負担	1,696円	3,476円
	2割負担	3,391円	6,952円
	3割負担	5,087円	10,428円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和03年04月～09月末までの間、上記単位数に0.1%上乘せとなります。

加算サービス費	区分	単位数	負担額	算定回数等	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	72単位	1割負担	73円	1月につき
			2割負担	146円	
			3割負担	219円	
	要支援2	144単位	1割負担	146円	
			2割負担	292円	
			3割負担	438円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%を加算			1月につき	
介護職員処遇特定改善加算Ⅰ	所定単位数の1.2%を加算			1月につき	

(2) 介護保険対象外

実費サービス	金額
食材料費（飲み物代含む）	1食 500円
キャンセル料	当日来所後に退所となった場合は、昼食代（500円）を全額徴収させていただきます。
おむつ代	実費相当額
通常の実施地域を超える交通費	事業所から、通常の実地地域を超えて1kmにつき 50円
その他日常生活費	対象費用がある場合には記載する。 例1 利用者の希望により購入する身の回り品 実費 （歯ブラシ、シャンプー、タオル等個人の日用品等） 例2 利用者の希望による教養娯楽費 実費 （行事やクラブ活動による材料費等）

《 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA） 利用料 》

●飯塚市（利用の上限）事業対象者・要支援1（週1回の利用かつ月5回まで）
（利用の上限） 要支援2（週2回の利用かつ月10回まで）

(1) 介護保険対象（1回あたり）

基本サービス費		事業対象者・要支援1・要支援2
介護サービス単位		334単位
負担額	1割負担	339円
	2割負担	678円
	3割負担	1,017円

(2) 介護保険対象外

実費サービス	金額
食材料費（飲み物代含む）	1食 500円
キャンセル料	当日来所後に退所となった場合は、昼食代（500円）を全額徴収させていただきます。
おむつ代	実費相当額
その他日常生活費	対象費用がある場合には記載する。 例1 利用者の希望により購入する身の回り品 実費 （歯ブラシ、シャンプー、タオル等個人の日用品等） 例2 利用者の希望による教養娯楽費 実費 （行事やクラブ活動による材料費等）

注1 飯塚市在住の利用者様は地域区分により1単位10.14円での計算となります。

注2 当事業所は「社会福祉法人による利用者負担軽減措置制度」の実施施設となっております。確認証をお持ちの方は、利用者負担の一部が減免されますのでお申し出下さい。